

みやぎレジ袋使用削減取組協定

(趣旨)

1 本協定は、宮城県において小売業者等、住民団体等、市町村及び県が、循環型社会構築に向けた3R推進施策の一環としてレジ袋の使用削減等に協働して取り組み、環境にやさしく、持続的発展が可能な社会を形成する一助とすることを目的とします。

(協定の性格)

2 本協定は、協定の趣旨に賛同し、それぞれの立場でレジ袋の使用削減を通して環境に配慮した行動及びその支援を行おうとする本協定参加者間における合意事項とします。

(小売業者等の取組)

- 3 小売業者等は、本協定に参加する市町村内におけるレジ袋の無料配布を原則として取りやめること等により、顧客に対してマイバッグの持参を促します。
- 4 小売業者等は、本協定に基づく取組状況を定期的に公表します。
- 5 小売業者等は、市町村が実施する3Rに関する施策及びその広報に積極的に協力します。
- 6 小売業者等は、本協定に基づく取組内容、対象市町村、実施時期及び目標等を別に定めることとします。

(住民団体等の取組)

7 住民団体等は、地域から環境にやさしい生活様式を発信する契機として、マイバッグの持参を地域住民に呼びかけます。

(市町村の取組)

8 市町村は、小売業者等による取組について、住民団体等と連携し、地域住民の理解と協力が得られるよう広報等各種支援を行い、地域における3Rを推進します。

(県の取組等)

- 9 県は、小売業者等、住民団体等及び市町村の取組を支援し、県民に対する意識啓発等を行うほか、本協定における取組の拡大に努めます。
- 10 県は、本協定を代表し、本協定の締結、管理及び運用に伴う事務を行います。

(協定の有効期限)

11 本協定の有効期限は、平成23年10月16日までとします。

(協定への参加及び脱退等)

- 12 本協定の趣旨に賛同し、自ら責任を持ってそれぞれの立場における取組を行おうとする者は、協定代表者の同意を得て、本協定に参加できることとし、本協定から脱退しようとする者は、協定代表者に申し出ることにより脱退することができることとします。
- 13 本協定への参加及び脱退に関する手続きその他協定の運用については、協定代表者が別に定めます。

平成20年10月17日

本協定の参加者は、次に掲げる者となります。

イオンリテール株式会社 取締役 東北カンパニー支社長	エコライフ・利府 会長	塩竈市長
株式会社ウジエスーパー 店舗運営部 取締役 部長	塩釜市消費者の会 会長	多賀城市長
カメイ株式会社 食料部 リテール事業課長	塩竈市婦人会 会長	松島町長
株式会社西友 執行役シニアバイスプレジデント 店舗運営本部担当	塩釜商工会議所女性会 会長	七ヶ浜町長
多賀城・七ヶ浜商工会 会長	多賀城市消費者の会 会長	利府町長
みやぎ生活協同組合 理事長	多賀城市婦人会連合会 会長	大和町長
株式会社ヤマザワ 代表取締役社長	財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事長	大郷町長
株式会社ヨークベニマル 執行役員 仙台ゾーンマネジャー	宮城消費者団体連絡協議会 会長	富谷町長
	宮城県生活学校連絡協議会 会長	大衡村長
	ワンカラット・ウーマンの会 会長	
		宮城県知事